

**鳥取県告示第817号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	変更前	鳥取市福部町細川字西沢1390-1地先から同字1381-1地先まで	8.6~8.7	209.0
	変更後	鳥取市福部町細川字西沢1390-1地先から同字1381-1地先まで	8.6~20.3	223.0
		鳥取市福部町細川字西沢1386-1地先から同字1382-1地先まで	8.7~8.7	112.0